

經濟

十三、耕作權の確立、小作料、合理化、十四、團結權、罷業權並に団体、契約權の確立、十五、最低賃銀法の制定、十六、長時間労働制の確立、十七、少年及婦人の夜間労働、長時間労働、坑内労働及危険作業の禁止、十八、工場法、鉱業法、海員法等の改正、

社会

十九、女子の公法上並に私法上に於ける差別の撤廃、二十、女子の人身売買禁止、(一)公娼制度の廢止、(二)女子の貸銀前貸及強制送金の禁止、二十一、女子教育並に職業に關する制度の撤廢、二十二、幼少兒童並に障害者保護施設の完成、二十三、失業、疾病、養老、災害保護制度の徹底、二十四、無産者保護の公法並に改善、

規約

第一章 名称

第一條 本党は労働農民衆党と稱し本部を名古屋市中區に置く

第二章 目的

第二條 本党は党の綱領、政策を實現するを目的とす、

第三章 構成

第三條 本党は党の綱領に賛成し規約を遵守する個人を以て構成す、

第四章 機関

一大 会

第四條 大会は党の最高決議機関として大会代議員中央執行委員及本部役員を以て構成す、

第五條 大会は毎年一回中央執行委員會之を召集す議長及副議長は大会に於て選舉す、

但し中央執行委員會は党員三分の二以上の要求ありたる時又中央執行委員三分の二以上の要求ありたる時又は中央執行委員三分の二以上の要求ありたる時又は中央執行委員三分の二以上の要求ありたる時は臨時大会を召集するものとす、

第六條 大会代議員は支部聯合會より選出するものとす、但特別の事情ある時は中央執行委員の承認を経て支部より選出するものとす、代議員選出比率は別表に定むる如く據る、

第七條 大会は代議員二分の一以上の出席ある非ざれば決議することを得ず、

第八條 大会の議事は出席代議員過半数を以て決す可否同数ある時は議長之を決す、

第九條 大会は中央執行委員長一名、書記長會計者一名、會計監督一名及中央執行委員若干名を選舉するものとす、

二、中央執行委員